

沿岸広域振興局長告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年9月17日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
下閉伊郡山田町飯岡第7地割60番9、60番11、60番24、 60番26及び61番24	133.98	6.00～6.12	平成25年8月6日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。